# 日中における男性の性の権利の刑法上の救済

朱 凌峰

# はじめに

世界中の各国では、主に男性による支配が、実際には長きにわたりなされてきている。国家の権力機構たる議会の議員や労働市場に進出する女性の数は増えているとはいえ、相変わらず政治や経済を支配しているのは男性だという現実の存在など、女性のありようを固定化する予断や偏見は、この社会が男性中心につくられていることの象徴である。また、レイプや家庭暴力、性的嫌がらせなど性的犯罪の被害者が圧倒的に女性であるという事実、集団としての男性が集団としての女性を支配していることの証左でもある(衛藤幹子、2005年11)。

法律学においては、常に「基本的人権の尊重」、「法の下の平等」など非の打ち所がないような権利保障の法的文言が記されてはいるが、現実に注目すると、時代や国を問わず、さまざまな差別で満ち溢れている。

かつての中国や日本では、性差別が岩盤として存在していた。現代社会に入っても、中国と日本の女性の地位は、全世界的にみても低い状態であると考えられており、それは男性中心主義が定着していることを物語っている。

男性中心主義は、男性を政治的統治の中心であると提唱するものであり、性の二重基準や、性的場面における男女主従関係等不平等の社会関係に関する主張である。もっとも、それの表現の一つである性差別は、常に一方的に女性に向けられる差別だけではなく、それに加えて、非弱な男性を他者化して排斥する可能性があると考えられる。非弱な男性や他人を支配する地位になれない男

<sup>1)</sup> 衛藤幹子「家父長制とジェンダー分業システムの起源と展開―『男性支配』体制 はいかにつくられたのか―」法学志林 103 巻 2 号 (2005 年) 1 頁 -58 頁。

性は、他の男に蔑視され、「男らしくない」などと言われ、家族の恥辱と見な されることもしばしばであった。

本論文では、以上のような認識のもと、性的場面における男性の立場から考え、日中両国の背景を分析し、男性の性暴力被害の現状に鑑み、男性の性的保護のための法制度を向上させる提案をしたいと考える。それに際しては、生理的な性別としての男性と社会的ジェンダーの男とを分けて述べることにする。

#### 1. 性犯罪法に問題が生ずる背景の分析

#### (ア) ミソジニーに基づくホモフォビアの社会意識

古代中国では、『礼記・坊記』に記されている「家での支配者は唯一無二であり、無上の尊敬を払うべく」という封建的家父長制が、夏商周朝の萌芽期、春秋戦国時期の初期、魏晋隋唐朝の発展期及び宋元明清朝の完全期を経る中で成立した。中華民国時期の民法も、家族の支配者の地位たる家長を認めていた<sup>21</sup>。現在は、中国の民法によれば、家長の地位は明文で規定されてはいないが、男尊女卑の考え方が、いまもなお中国の人々に影響を及ぼしていると考える。

日本にも、家父長制の伝統が存在していた。明治時代の民法では、家制度を 規定し、戸主とよばれた家長が戸主権により家産を所有し、家督相続者たる長 男がその戸主権を継承することになり、これとは独立した親権や夫権と相まっ て、法的に強大な権力に至った。これを裏返すならば、戸主も家の統率者とし て家族に対する扶養義務を負わなければならないと考えられていた。

男性は、戸主たる男になるために、他の男からの承認を得なければならないという黙示のルールが存在するとされる。それゆえに、男性は、女性と異なるものを証明し、男のグループの男性と同様の男性性のあることを表すために、女性を他者化・客体化して蔑視することが効率的なものと考えられ、いわば、男と認められた男性の間の連帯は、女性と非弱な男性(男と認められなかった男性)を排除し、差別することを通じて成り立っている。

<sup>2) 『</sup>中華民国 民法·親族』第1123条 1. 家置家長 2. 同家之人、除家長外、均為家屬。3. 雖非親屬、而以永久共同生活為目的同居一家者、視為家屬。

Sedgwick<sup>3</sup> が指摘するように、男性の間の連帯と同性愛の感情を区別しづらいからこそ、同性愛者に対する排除は、より厳しいものとなる。性的主体の男は自身が巻き込まれないように、同じく生まれつきであるものの否認は、全く異質なものの排除より激しいものにならざるを得ない。上野千鶴子氏は、「男性がもっとも怖れたことは、『女性化されること』、つまり性的主体の地位から転落することであった。」<sup>4</sup> と指摘している。

また、ミソジニーは男のみが持つものではなく、女も男性中心主義の社会環境に影響されて自己嫌悪が生ずる。その自己嫌悪も、非弱な男性に対して体現しうる。一方、性的な侵害に遭った男性は、他の男からは、性的主体の地位を失ったとみなされがちであり、女性が男性被害者は男性性に相応しくないと考えられることが存在するために、男女に関わらず嫌悪を男性被害者に表し、男性被害者がどちらのグループにも受け入れられず、孤立させられる可能性があることになろう。

#### (イ) 日中の現状

# (1) 統計的にみたジェンダーバイアスの現状

ミソジニーの存在は、その国家の男女を、明確に懸け隔ててしまう。日本も中国も、憲法上は男女平等の社会を追求している。両国とも、憲法において両性の平等を定めており、国や地方公共団体の責務として取り組まれるようになっているが、現実に実現されているのであろうか。これを、統計的な観点から検討することにしたい。

世界経済フォーラムが 2021 年 3 月 「ジェンダーギャップレポート 2021」 50 を公表し、ジェンダーギャップ指数を発表した。このレポートによれば、日本は156 カ国中 120 位、中国では 107 位であった。世界経済フォーラムによれば、日本は政治分野において女性の参加割合が低く、国会議員の女性割合は 9.9%、

Sdgwick, Eve K. Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire (Columbia University Press, 1985) 272p.

<sup>4)</sup> 上野千鶴子『女ぎらい ニッポンのミソジニー』(朝日文庫、2018年) 389頁。

<sup>5)</sup> World Economic Forum. Globe Gender Gap Report (2021).

大臣の女性割合は 10%にすぎないなど性別の格差が注目されている。過去 50年間、日本では、女性の行政府の長は存在していないことも指摘された。また、経済分野について、管理職の女性の割合が低いこと(14.7%)で、女性の72%が労働力になっている一方、パートタイムの職に就いている女性の割合は男性のほぼ 2 倍であり、女性の平均所得は男性より 43.7%低くなっている。中国では、男女の格差が、経済、保健のサブインデックスである健康の分野と比べると、教育、政治の分野におけるギャップが際立っている。

日本も中国も、経済の発展及び意識の進歩に伴い、一部の分野において女性の地位が向上してきたが、政治など分野において権力を有している女性の割合が低く、国際視点から見ると、男女の格差が大きく続いている状況である。その現実状況に基づき、フェミニストらは各国の立法者・政府に圧力を加えて自己の権利を追求し、かつ、その権利を保護する法律を求め続けていくと考えられる。

このような状況の本質はミソジニーである。現実の状況からみると、男性にとっても理不尽な偏見であると考えられる。しかし、女性が臨んでいる現実と異なり、差別されるのは全体の女性に対し、非弱な男性も同様に扱われている。すなわち、それらの男性は、他の男性に他者として排除され、女性との間で性別対立がなされ、同じジェンダーバイアスの被害者と認められないというジレンマに陥らされると考えられるのである。

#### (2) 中国における性犯罪関連規定と性差別

性差別は、社会の様々な領域において存在しているのが現実であり、これは 日本と中国にとっても、多かれ少なかれ妥当する。日本では、性差別を解消す るために法改正などを行なっている一方、中国も法改正を行なっているが、性 犯罪関連規定と政府機関の公報にも性差別的な取扱いがなされていることが認 められている。

中国では、2015年に、「中華人民共和国刑法修正案(九)」が可決され、同年に施行された。この中で注目されるのは、刑法第237条「強制わいせつ・婦女侮辱罪、児童わいせつ罪」の罪名を「強制わいせつ・侮辱罪、児童わいせつ

罪」に変更し、その構成要件も、「女子に強制的にわいせつな行為を行い」から「他人に強制的にわいせつな行為を行い」と改正したことである。一方、刑法第 236 条強姦罪においては、男性の被害者地位を認められないままとされ、「強姦」の実行形態も、男性器を女性器に貫く形に限られている。

しかし、法改正に基づく社会的意識は、まだ法規定についていけていなかった。現実状況からみると、男性が性暴力を受けた事案の報告が女性のそれよりも圧倒的に少なく、男性被害者の地位を女性の被害者よりも劣位と扱うこともあった。それに止まらず、性格面で「女性性」のある非弱な男性に対する悪意もよく見られる。いわば、女の側からは越えやすいのに対して、男の側からは越えにくい「男女の一線」が存在する<sup>6)</sup>。男にはふさわしくない女性性を持つ男性たちは、「女性らしさが悪いことだから、男はそれを持てば男じゃない、娘砲だ」と考える者に批判される現象も見られる。

2021年9月18日、北京市広播電視局が発表した業務動向報告での中に、「文芸創作の審美の導きに対して審査を強化すること:俳優の選考、表演の風格、衣服・飾り物・メイクアップなどから、女々しいような審美の導きを遮断し、女々しさのような審美の宣伝も禁止する」とする指導性を有する官報がマスコミでも騒動となった。このような官報、いわば当地政府の意識の公表に伴い、ネット上でも数多くの論争が生じている。賛成者たちは、「国民に女々しいような審美を宣伝すると、青少年の成長に影響を及ぼし、男の子を女々しい方向に誘導する可能性がある。このような状況が続くと、国力が下がると想像できるので、このような宣伝や文芸創作を控えることが必要だ」と考える。それに対して、反対論者たちは、「このような現世に、女々しさを雄々しさより劣等なものと思われるのは想像できなかった。人間は、そもそも女々しさを有している女性の中から生まれたものであり、今逆にその自己を生んだ女々しさを差

<sup>6)</sup> 渡辺恒夫『脱男性の時代―アンドロジナスをめざす文明学』 (勁草書房、2013 年) 260 頁。

<sup>7)</sup> 北京市广播电视局「北京广电在行动:强化价值引领,引导向上向善」(2021年). http://gdj.beijing.gov.cn/zwxx/gzbg1/202109/t20210918\_2497216.html,(参照:2022-08-01).

別するのは理不尽なことである。さらに、国民が自己の着装・メイクアップなど外見なもののみならず、性的指向など内見のものさえを自由に決定する権利が与えられる。いわば、たとえある男性が、女々しくなりたいと考えたら、その者の選択を尊重することにほかならない」と考える。

家父長制が長きわたりに定着してきた日本と中国において、男は支配者であり、非支配者たる女性に対しての加害者と考えられる。近代のフェミニズム運動の活躍と共に、性別平等の理念も流布し、女性の地位向上が徐々に実現している。一方、男性が不合理で差別される法律規則や習慣思想などは、まだ残っている。しかし、それではミソジニーの本質は変わらない。すなわち、男性差別をなくすために、ミソジニーをなくす方が先決すべきものと考える。

## (ウ) 小括: ジレンマに陥る男性被害者たち

政治権力を持つ一部の議員たちは、女性の方が性犯罪に遭う可能性が高く、 男性が性犯罪に遭った事案は少ないため、限られた治安維持能力や司法・社会 救済などはできる限り女性に傾けるべきと考えている。

このような立法傾向と政治的指向によって、あらゆる事案ではないものの、性的な侵害の事案は、男性被害者に身体の傷害を与えるリスクが女性より低いため、警察においても、同じ程度の重視がなされず、逆に被害者は世論に非難され、レイプ神話の声が盛り上がるという事態も存在すると考えられる。

こうして、男性被害者が堪えて通報しない  $\rightarrow$  男性が性犯罪に遭った事案の通報率が低い  $\rightarrow$  立法者が男性被害者を重視しないままである  $\rightarrow$  警察の対処策は低く、世論においてレイプ神話で語られるという誤解の解消がされないままである  $\rightarrow$  男性被害者がさらに通報したくなくなる、という悪循環に陥るのであろう。

確かに、男性が性犯罪に遭うという事案は数も少なく、身体に障害を生ずる リスクも女性より低いが、決して男性被害者が保護に値しないわけではないと 考える。たとえ、治安維持能力や司法救済のため資源が限られており、男性被 害者に対して女性被害者より社会救済の質・量が低いものであっても、立法的 にはまったく異なる扱いをすべきでないと考える。 本論文は、単に男性が性犯罪に遭った際の救済のみを求めるわけではなく、個体的な差異を尊重し、ジェンダーバイアスをなくすことを求める価値判断に基づくものとして、確実な平等社会に進むことを目指している。しかし、現実には、そういった価値判断に基づく運動は、社会意識を改善させるものの、女性差別事件すらいまだ存在しており、このような男性に向けられる理不尽な差別も数多くあるのである。男女平等を実現するまで、なお改善の余地があると考える。

#### 2. 性犯罪の概要

性犯罪は、いかなる時期においても、普遍的に存在しており、被害者に身体的ダメージにとどまらず、精神的ダメージをも加える。それによって、ときには自傷自殺までに至るトラウマが生ずるなど、心理的にも極めて深刻な影響を与えるものである。

世界保健機関「世界の暴力と健康レポート」(2002年)<sup>8</sup> によれば、性暴力とは、「被害者との関係を問わず、たとい自宅や職場であっても、被害者のセクシュアリティに対する強制や威迫によるいかなる性的行為や、性的行動への嘗試、望まない性的意味のコメントや勧誘、売買行為または他の手段」とされている。

あえていうならば、性暴力を通じて犯された客体は、性行為中に与えられた 身体の傷害以外、主として性に関する権利であると言いうると考える。

## (ア) 性犯罪に侵害される客体

かつては、性行為は、主に生殖を意味するものであり、女性も生殖道具として扱われていた。その時代の女性は、性行為の相手、時間、地点、方法などを

<sup>8)</sup> World Health Organization. World report on violence and health, Chapter6 (2002) pp. 149.

Sexual violence is defined as: any sexual act, attempt to obtain a sexual act, unwanted sexual comments or advances, or acts to traffic, or otherwise directed, against a person's sexuality using coercion, by any person regardless of their relationship to the victim, in any setting, including but not limited to home and work.

自己の意思で選択できなかった。しかし、経済の発展とともに、人々は、性行為が、生殖だけではなく、人の性欲又は他の社会的需要を満足させるというものであり、その権利は人間であるということに基づき、人が生まれつき持ち普遍的な人権であると認識されるようになってきた。それは、性に関する基本的かつ普遍的な権利として掲げられた「性の権利宣言」<sup>9)</sup> において、客観的・科学的な性の権利に関する議論の中で整理されてきた。

「性の権利宣言」によると、性の権利は、性的な側面において人権であり、 それが人格権、身体権、生命権などの属性を有する。あえていえば、性犯罪の 客体は、性の権利という言葉で概括的に解釈できるのである。

#### (イ) 性犯罪の及ぼす影響

性犯罪は、古代において、被害者本人の身体に対する直接的な傷害及びその 被害者の家庭の父権(夫権)への侵害と考えられていたが、現在では、被害者

- 9) 「性の権利宣言」に掲げられる性の権利は:
  - 1. 平等と差別されない権利
  - 2. 生命、自由、及び身体の安全を守る権利
  - 3. 自律性と身体保全に関する権利
  - 4. 拷問、及び残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由 でいる権利
  - 5. あらゆる暴力や強制・強要から自由でいる権利
  - 6. プライバシーの権利
  - 7. 楽しめて満足できかつ安全な性的経験をする可能性のある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利
  - 8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利
  - 9. 情報への権利
  - 10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利
  - 11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、 築き、解消する権利
  - 12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利
  - 13. 思想、意見、表現の自由に関する権利
  - 14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利
  - 15. 公的・政治的生活に参画する権利
  - 16. 正義、善後策および救済を求める権利

に重篤な精神ダメージを与えるという認識が普遍的になってきた。

性犯罪の被害のうち、被害者には、身体的に直面する問題(性行為に伴い外傷や性病、感染症、妊娠の不安など)及び不安や恐怖感を恒常的に体験するもののみならず、過覚醒、再体験、回避、憤怒・報復感情、身体症状(食欲不振、嘔吐、腹痛、疲労感など全般的不調)、否定的自己像、自己破壊的行動など心理的上の反応が起きる場合があり、また、犯人との再接触・被害拡大の不安(家を知られているか、被害時の映像をネタに脅迫されることなど)や、出所後の不安もあるであろう。被害後数年経ってうつ症状や自殺企図などが見られることもある(Mezey = King、2000 年)10。

さらに、心理的な影響のみならず、宮崎浩一氏によれば、Smith = Breiding (2011年) <sup>11)</sup> が、性暴力被害は男女共に高コレステロール、脳卒中、心臓病などの健康状態、及び HIV に感染する恐れ、喫煙、過度の飲酒などの危険行為に関連していたと指摘している。また、被害経験は問題飲酒、薬物使用、喫煙、性的リスク、性機能障害、危険な性行為、衝動的な性行為等に関連しているという報告がある(Turchik、2012年 <sup>12)</sup>)。その他、被害者はその性犯罪に関わる手続上の悩みか、経済上の問題、適応の問題にも直面する。

一方、男性被害者に対する心理的・精神医学的な調査は 1980 年代ごろから始められている。それらの一連の調査によって、うつ症状、PTSD、自己肯定感の欠如、性機能障害、男性性の混乱や性指向の混乱が生じ、男性が被害中に抵抗できない状態になることもわかってきた(Coxell = King、2010 年 13)。

男性被害者の勃起や射精は刺激に対する受動的な反応であるため、男性被害者に対する性的な暴行・侮辱には常に射精を強要させることを伴う。男性が興

Mezey , Gillian and King , Michael. MALE VICTIMS OF SEXUAL ASSAULT.
(Oxford University Press, 2000) 149p.

<sup>11)</sup> 以上の調査に関して、宮崎浩一. 「男性の性被害とはどのように生きられるのか一第一称の現象学的記述の試み」『ジェンダー&セクシュアリティ』 16号 (2021年) 31頁 -56頁。

<sup>12)</sup> 前掲注(12)。

<sup>13)</sup> 前掲注(12)。

奮、刺激を引き起こられ、たとい不快な状況であったとしても、陰茎への刺激は障害でなければ、自分の意志に基づいて制御できない反射的な勃起を引き起こし射精にも至る。Groth = Birnbaum(1979 年)<sup>14</sup> は、加害者から射精させられる被害が頻繁にあることを示し、男性被害者はそのことによって自身のセクシュアリティを疑う可能性をあげる。このような身体反応に対して、男性被害者は恥辱感を感じ、自分が怪しいと思うことも挙げられた。

被害者本人も、男性優位な社会にいることから、男は強い、能動的、積極的、たくましい、女性に対して優位に立つべきという「男性のルール」に影響される。ゆえに「男のくせになぜ戦えなかったの?」「気持ちよかったでしょ」という言葉すらも生み出す。日本のテレビ放送局 NHK が行った男性の性被害者のアンケート調査や番組に対する一部の人々の反応をみると、男性被害者は「本当の男」より、「劣った男」に扱われ、男性の中で劣位と位置づけられていると考えられる。これらの一連の影響を受ける男性被害者は、自身を疑う状況に陥る可能性が高まっていく。

# (ウ) 男性の性的な被害の実態

# (1)「レイプ神話」に基づく偏見

同意が無い性的な行為は、誰にとっても、どんなに、どのように回避しようとしても、遭遇してしまう可能性があり、そのような性的な行為は、日本内閣府男女共同参画局の定義による性的な暴力にあたる。

多くの人が、強姦は女性に向けられるものであるとし、強姦について偏見を有していて類型的な間違った常識(レイプ神話 <sup>15)</sup>)を持っており、それを裏返すと、レイプ神話に合致しない性行為は強姦ではないと考えられがちである。「暗い夜道など危険なところに行くから被害に遭う」、「女性は強姦されたいという願望を持っている」、「短いスカートや、薄着をして外出しているから狙わ

<sup>14)</sup> Groth, A. Nicholas and Birnbaum, H. Jean. *Men Who Rape: The Psychology of the Offender* (Kluwer Academic/Plenum Publishers, 1979) 227p.

<sup>15)</sup> 杉田聡.『レイプの政治学 レイプ神話と「性=人格原則」』(明石書店、2003年) 304頁。

れた」などは、よく見られるレイプ神話である。このようなイメージは、被害者に対して「セカンドレイプ(二次被害)」となりうる。「なぜそのような格好をしたの?」、「なぜ車に乗ったの?」などの被害者を責める行為や、「そのうち忘れられるよ」、「大丈夫だよ」などの安易な保証、あるいは「本当ですか?」、「警察に行くべきだ」などの被害者に対しての疑い、あるいは特定の対応の押し付けは、被害者にとってセカンドレイプを起こす可能性が存在する。

古来、「男は戦」、「キズは男の勲章」など普遍的に男性が女性より傷害に堪えるかのような諺が存在しているが、性的な侵害により生ずる肉体的・精神的なダメージは、男性だから小さいというわけではない。Kessler = Foster = Saunders = Stang により主催された大規模調査 <sup>16)</sup> の結果からみると、レイプに遭った男性が心的外傷後ストレス障害を発症する割合は 65%、女性の 45.9% より高い結果であり、心身ともに重篤な影響を及ぼす可能性が存在する。

このような偏見は、第三者から性的被害を受けた者に対する態度に影響するもののみならず、被害者自身にも影響している。荻上チキ氏は、テレビ番組のインタビューで「男性版のレイプ神話は、男性というのは女性以上に抵抗できるはずだから男性の被害は存在しない。あるいは男性というのは性に対して積極的な存在だから、そうした目に遭ってもそれはうれしいはずだというような格好で、被害に遭ったつらさをかき消すような声があるのです。そうしたものが周りにあるということを知っていたからこそ、被害者の中には自分の心を守るために、被害がつらかったという気持ちにふたをしてエピソードトークで済ませるとか、笑い話で済ませるという人も恐らく多いと思うのです。「「」」と表現している。

<sup>16)</sup> R.C.Kessler, C.L.Foster, W.B.Saunders, P.E.Stang. Social Consequences of Psychiatric Disorders, I:Educational Attainment (Am J Psychiatry 1995; 152) pp. 1026-1032.

<sup>17) 「</sup>性暴力を考える」取材班.「性暴力を考える vol.134 荻上チキさんと考える #男性の性被害"セカンドレイプ"をなくすために」(NHK、2021 年) https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0026/topic019.html, (参照 2022-08-01).

## (2) 男性性犯罪被害に関する実態調査

Walby = Allen が 2004 年に 22463 人に対して行ったアンケート調査  $^{18}$  によると、性被害に遭われた経験がある女性では 24.1%、男性では  $^{24.1}$ %、男性では  $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{24.1}$ %、 $^{2$ 

中国では、公的機関による男性性犯罪被害に関するデータ集計報告はないが、学者や機構が行ったアンケート調査結果は存在する。1999年~2000年に、潘綏銘氏の研究室が中国全国で行ったアンケート調査では、20歳~64歳の中国人男性のうち、強制的に性交された経験があるのは2.7%を占めていた。他に、2010年中国広東省の疾病対策センターは、「広東省青少年の健康に対して危険の行為の監督報告書」において、「高等学校、専門学校、大学を含む100名の男性の学生のうち、強制的に性交されたのは3人であり、その発生の確率は女性の学生の2.3倍であった」という地域的なデータを発表した。

日本では、90年代から男性を対象にした性被害の調査が行なわれている。2017年に警察庁が発表した「犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」によると、男性が遭われた性的な被害は7.1%、そのうち、「痴漢等」では3%、「無理矢理にされた性交等」では13%を占めた。一方、性的な加害者が、女性では1.2%を占めた。2021年3月に日本の内閣府男女共同参加局が公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」では、5000名全国20歳以上の男女を調査し、配偶者からの性的強要の経験がある女性は8.6%、男性は1.3%を占め、無理やりに性交等をされた被害経験がある被害者は、女性は1803人中6.9%を占め、男性は1635人中1%を占めた。その被害を受けた女性の約6割、男性の約7割はどこにも相談していないことを示した。また、2021年1月~9月の性犯罪の集計によると、強制性交等の案件の被害者人数は1052人(男

<sup>18)</sup> Walby, S. and Allen, J. Domestic violence, sexual assault and stalking: findings from the British Crime Survey (London: Home Office, 2004).

性被害者 47人、女性被害者 1005人)、強制わいせつの案件の被害者人数は 3154人(男性被害者 127人、女性被害者 3027人)であることが示されている。 それに対して、強制性交等の案件の被疑者については、男性が 874人、女性が 7人であり、強制わいせつの案件の被疑者については、男性が 1982人、女性 が 8 人であった。

しかし、性的な侵害の事案は、暗数が多い。警察庁が2013年に公表した「犯罪被害者白書」における犯罪被害実態(暗数)調査によると、性的事件の申告率が低いことが示されている。すなわち、18.7%の性的事件について届出があり、74.1%の性的事件について届出がないという結果が示されたのである。なお、無回答は7.4%となっていた。「性的事件」の被害のうち、被害を届け出なかった人(20人)が回答した主な理由は、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」、「自分で解決した(犯人を知っていた)」(各6人)、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「それほど重大でない(損失がない、たいしたことではない)」(各4人)という結果になっている。

# 3. 性犯罪法の概要

性の権利は人権の中で最もプライベートな人権であり、刑法が性の権利に対する救済は、古来の女性の社会的地位のありかたの変遷が反映されていると考えられる。コモンロー上、古くは、妻は夫、娘は父親、いわば女性が家長の財産と考えられ、そのため、コモンローの下において女性に対するレイプは、その家長の財産に対する侵害として財産犯罪と捉えられていた。また、古代日本でも中国の性犯罪法でも、女性に対する性犯罪は父権・夫権に対する侵害と捉えられていた。これに対し、全世界のフェミニズム運動の発展に伴って性犯罪法も改定されてきており、個人的法益を重視しつつ、性犯罪法において性の権利が認められてきた。

# (ア) 日本と中国の性犯罪法

# (1) 中国における性犯罪法の史的展開

中国の歴史をたどると、戦国時代の初期に李悝氏が編纂した『法経』の『雑

律編』に初めて強姦に類する犯罪の型式が規定され、その後の各王朝の刑法典 の制定もこの立法形式に参考にし、強姦罪で男性のみを処罰としていた。

明の王朝において、初めて同性間の性犯罪を規定したが、その規定は簡略化され、かつ、存続時間が短かった。清の王朝の『大清律例』には、同性間の強姦罪の規定を『大明律』より詳細に規定し、清の王朝の末期、『欽定大清刑律』にて、未成年男子の間の合意による性行為を犯罪とし、男色の性質を普通の性交と区別した、強制的な男色行為を強姦ではなく、強制わいせつと認定していた。古代中国の性犯罪法は、倫理的な意味合いが濃いものであり、男尊女卑の社会環境において、強姦をした者に対する懲戒は、女性の性の権利を保護するわけではなく、女性の貞操を保護し、いわば夫唱婦随の社会秩序、他にその秩序の下に存在する婚姻・親族制度、財産所有・継承制度を支持し、封建の位階を維持し、国家の社会環境を安定させるものであった。

わいせつ・侮辱婦女の行為は、中国文化大革命後の1979年の刑法にて第160条流氓罪<sup>19)</sup>として明文で規定されつつ、司法解釈によって成年男性間の私的で非商業的な合意に基づく性行為も、流氓罪に該当するとされ、拘留や労働教育刑、または罰金に処しうることになった。その後、1997年法改正によって流氓罪は廃止され、「個人の法益に対する犯罪」にて「強制わいせつ・侮辱婦女罪」、「わいせつ児童罪」、「社会秩序に対する犯罪」において「集団淫乱罪」が新設された。

2015年刑法修正案(九)による性犯罪法の改正では、「強制わいせつ・侮辱婦女罪」の罪名に「婦女」の文言を抜き取り、「強制わいせつ・侮辱罪」に変更された。ただし、構成要件に関しては、「暴力、脅迫又は他の強制的な手段を用い、わいせつあるいは侮辱を行った者」という内実は変わらず、わいせつ行為の客体が「婦女」から「他人」に変更されたが、侮辱の客体は「婦女」のままとされている。一方、強姦罪は変更されないままで、男性には被害者の地

<sup>19) 1979</sup>年刑法第160条【流氓罪】公然に国家法規・社会道徳に反し、集団で殴り合い、騒動の挑発、婦女に対する侮辱あるいは社会秩序を擾乱する行為または他の悪質な行為は本罪に該当する。

位は認められなかった。

## (2) 日本における明治期以降の性犯罪規定の史的展開

中国と同じく、日本では、明治 40 年に制定された強姦罪(刑法 177 条)・強制わいせつ罪(刑法 176 条)も性道徳を保護していた。強姦罪が女性の性器への挿入行為のみを構成要件として規定していたのは、家制度を保護するため、女性の貞操が侵害されることを防止するための規定であったことを示していた。しかし、社会的意識の進歩にともない、社会的意識における倫理綱常の観念が薄くなり、男女が、それぞれ平等の市民として独立的な性の権利・性的自由を有することが認識されるようになってきた。刑法が、伝統的な倫理を違反する犯罪に対する懲戒を軽減しており、立法の軸も倫理道徳の維持から性の権利の保護に変わってきたのである。

それ以前の明治3年に施行された『新律綱領』の「犯姦律」では、「(略)強姦スル者ハ。流三等。未タ成ラサル者ハ。一等ヲ減ス。(略)十二歳以下ノ女児ヲ姦スル者ハ。和ト雖モ。強ト同ク論ス」とされていた。そして、『新律綱領』には、「強制わいせつ罪」に相当する罪はなかった。これに対して、明治13年に制定された旧刑法では、その第346条、第347条において強制わいせつ罪を規定し、第348条、第349条において強姦罪を規定していた。

その後、刑法(明治40年法律第45号)によって、刑法第176条の強制わいせつ、第177条の強姦、第178条の準強制わいせつ及び準強姦、第179条の未遂罪、第181条の強制わいせつ等致死傷において、現行刑法の性犯罪法の基になる法定刑基準が定められた。

その後、平成 16 年の刑法一部改正によって、性犯罪の法定刑が明治 40 年の制定当初よりも引き上げられ、集団強姦等罪・集団強姦等致死傷罪を新設した。 さらに、平成 29 年の性犯罪に関する刑法の一部改正において、「強姦罪」の罪名を「強制性交等罪」に改正し、犯罪の定義も、男性器が女性器に貫かれた場合のみが強姦罪たる行為類型であるとして、被害者は女性のみ、加害者は男性のみとする規定から、生殖という意味の性交のみならず、肛門性交、口腔性

交も含まれることとされ、女性以外も被害者に、男性以外も加害者になるよう

に改正した。法定刑については、強制性交等は3年以上の有期懲役から5年以上の有期懲役に、強制性交等致死傷及び準強制性交等致死傷は無期又は6年以上の有期懲役に引き上げた。一方、強制性交等及び強制わいせつ共に、この刑法一部改正をもって、非親告罪とされ、また、法定刑の引き上げに伴い「集団強姦罪」及び「集団強姦致死傷罪」を廃止し、第179条の「監護者わいせつ及び監護者性交等」を新設した。以上の他にも、性的な侵害に対する救済は、各都道府県の迷惑防止条例や軽犯罪法に規定されている。

日本の性犯罪法の改正の経緯に鑑みると、従来は当然視されていた、男性のみが加害者、女性のみが被害者を意味するとする性犯罪は、時代の状況と共に、漸次的に改正されてきた。もっとも、一般法である強制わいせつ罪は、明治13年の旧刑法において設けられてから、犯罪の主体は男女を問わなかったため、条文上にて「男女」と記したものであり、それに対して強姦罪は「女子」あるいは「婦女」と記されていた。その一方、強姦罪は構成的身分犯と認めた最高裁判例200が、強姦罪は原則的に犯罪の主体は男性のみ、客体は女性のみであり、女性では直接正犯となりえないと解していた。

強姦罪の客体が女性に限定されていることは、「法の下の平等」についての 通説である「相対的平等説」に基づいて社会的弱者たる者を優遇し、社会的差 別の是正を目的とする優遇処置たるものである。たとえば、労働条件について 女性を優遇し(産前産後の休暇、育児時間、生理休暇など)、未成年者に限定 した特定の法律を適用し(未成年者の飲酒・喫煙の禁止など)、各人の資力に 応じて税額に差異を設け(累進課税)、特定の職業に従事する者に対して業務 上特別の注意義務を課すこと(業務上過失致死傷罪など)と同様に認められる (芦部信喜、2019年21)。

最高裁判所は、「男女両性の体質、構造、機能など生理的、肉体的等の事実的差異に基づきかつ実際上強姦は男性より行われることを普通とする事態に鑑み、社会的、道徳的見地から被害者たる『婦女』を特に保護せんがためであっ

<sup>20)</sup> 最判昭和 40 年 3 月 30 日刑集 19 巻 2 号 125 頁。

<sup>21)</sup> 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第七版〕』(岩波書店、2019年)476頁。

て、これがため『婦女』に対し法律上の特権を与え又は犯罪主体を男性に限定し男性たるのゆえを以て刑法上男性を不利益に待遇せんとしたものでないことはいうまでもない」ことを理由として、当時の刑法 177 条の強姦罪は憲法 14 条の平等原則に反するものではないとした。最高裁判例 220 によれば、旧強姦罪では、男性に性交等を働いても、強姦罪は適用されず、より軽い法定刑の強制わいせつ罪が適用されていた。この規定も、13 歳未満の児童の性別を問い、13 歳未満の男子も強姦罪の被害者と認めていなかった。

平成29年3月7日、法務省は、「近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため」を理由として刑法改正の法律案を国会に提出した。この性犯罪法の改正により、強姦罪等の後継としての強制性交等罪の犯罪主体は性別を問わなくなり、強制わいせつ罪の犯罪主体「者」と記された。

## (ウ) 現行法における議論

#### (1) 概説

学説では、レイプの成否の判定については、暴行・脅迫などの強制的な手段を要するか否か、公訴時効をいつまでにするか、法定刑の上限を死刑か無期懲役または有期懲役にするか、または性交同意年齢(絶対保護年齢)の下限をどうするか、などの議論が存在している。本論文は、日本と中国のレイプに関する法律を契機とし、性犯罪法において共通の議論を分析し、これからの法改正を提案したいと考える。

## (2) 暴行・脅迫要件(抵抗不能要件)についての議論

現在の立法は、人が自己の意思に反する行為に対して拒絶意思を示し、自己の身体に対する傷害が加えられる可能性が高い行為に対して常に抵抗すると考えている。したがって、行為者は、強姦を行うために、被害者に暴行や脅迫を用いるのは、被害者の抵抗を抑圧する効率的な手段であると考えているとし、あえて、被害者の抵抗があるか否かは事実判定のアクセントであるかのようにされている。

<sup>22)</sup> 最判昭和 28 年 6 月 24 日 (刑集 7 巻 6 号 1366 頁)。

ドイツ刑法第177条の性的強要罪では、「被害者の認識可能な意思に反して、その者に対する性行為を行い、若しくは、その者に性行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者による性行為をこの者に遂行させた者若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。」<sup>23)</sup>と規定している。一方、第5項にて暴行・脅迫を用いた場合には、加重類型として処罰する。世界的にみると、イギリス、ドイツ、カナダ、ブータン、インド、アメリカのカリフォルニア州、中国台湾など国や地域でも、不同意性行為を犯罪と規定している。

日本と中国では、強姦罪(強制性交等罪)と強制わいせつ罪の成立は、暴行、脅迫など強制的な手段を必要とし、いわゆる抵抗要件を犯罪成立の構成要件としている。日本では、平成29年の刑法一部改正にて、179条の監護者わいせつ及び監護者性交等罪を新設し、18歳未満の未成年者を監護する者はその未成年者に対する性交について、暴行・脅迫要件を不要としているが、それ以外の強制性交等罪及び強制わいせつ罪では、暴行・脅迫の手段を必要としている。中国も同じような規定状況が存在している。中国刑法第236条の1の監護者による性交罪では、16歳未満の女子を監護・看護・収容・医療・教育などの特別な職責をする者が、その女子と性交を行ったときに、罪が成立するとされる一方、強姦罪及び強制わいせつ罪は暴行、脅迫または他の強制的な手段が必要とされている。

条文上の文言にて暴行・脅迫要件を要求していることから、日本の裁判例も中国の司法解釈も、暴行・脅迫要件の定義及び程度を規定している。日本の裁判例を見ると、暴行・脅迫とは、「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることをもってたりる」<sup>24)</sup>とされている。暴行・脅迫の程度について、判例では「その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても、その相手方

<sup>23)</sup> 三成美保「【資料】ドイツ刑法 177 条 (2016 年改正: 性的侵害・性的強要・強姦の罪) (三成美保)」(比較ジェンダー史研究会、2020 年) https://ch-gender.jp/wp/?p=18515, (参照 2022-08-01).

<sup>24)</sup> 最判昭和 24 年 5 月 10 日。

の年令、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他 具体的事情の如何と相伴ついて、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困 難ならしめるものであれば足りる」<sup>25)</sup> と示されている。

中国の強姦罪及び強制わいせつ・侮辱罪は、条文上の文言では「暴力、脅迫または他の方法を用いて」と記されているが、中国の司法解釈<sup>26)</sup>では、「暴力とは、行為者が被害者に傷害を加えられる有形力を用い、被害者を抵抗できない状態に陥らせる手段をいう。脅迫とは、行為者が被害者に脅威や恫喝など精神的な強制に至る手段をいう。他の方法とは、行為者が、暴力、脅迫以外の手段を用いて被害者を抵抗不能の状態に陥らせる手段、例えば被害者の重病・熟睡の状態、アルコールあるいは麻酔薬を用いまたは治療の名目に乗じて姦淫を行ったこと」とする解釈が示されている。

要するに、日本と中国との現行法規に基づくならば、暴行・脅迫の行為をしたことを犯罪要件とし、その行為の効果は「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度」に至った場合にのみ、性的暴行の罪で処断できることになる。

暴行・脅迫要件の廃止論は、従前から主張されている<sup>27)</sup>。「激しく抵抗できなければ、暴行・脅迫要件が適用されなく、強制性交等罪または強制わいせつ罪で処断できない」、「途切れ途切れに抵抗したことで心神喪失も抗拒不能も認められず、準強制性交等罪・準強制わいせつ罪も適用されない」<sup>28)</sup>という法規定が存在しているため、犯罪の処断のために要される証明基準が高すぎ、行為者が無罪とされがちであるという主張が存在するが、この主張は根拠のないものではなく、実際の事例にも見られる。

<sup>25)</sup> 最判昭和 33 年 6 月 6 日 (裁集刑 126 号 171 頁)。

<sup>26)</sup> 最高人民法院、最高人民检察院、公安部《关于当前办理强奸案件中具体应用法律的若干问题的解答》(1984.4.26〔1984〕法研字第7号)。

<sup>27)</sup> 内田博文「強姦罪はどうあるべきか」(特集これからの刑事法をどうする)(法 学セミナー 502 号 (1996 年) 32 頁。

<sup>28)</sup> 一般社会法人 Spring. 「見直そう! 刑法性犯罪~性被害当事者の視点から~」 (2018年) http://spring-voice.org/wp-content/themes/theme-bones-master/library/pdf/sexcrime.pdf, (参照 2022-08-01).

その典型的な例の一つは、以下のようなものである。被告人は、14歳の少女を自己の自動車の助手席に乗せ、二人きりで大阪市内付近をドライブした。車内で、被告人が被害者の付き合いの承諾を得て、被害者にキスをした。被害者が、被告人からセックスを求められたのに対して、「今日はやめとかへん」、「早過ぎひん」などと言って被告人の肩ないし腕を押したり、足を閉じたりして抵抗した。しかし、被告人は「いいんじゃない」などと言って、止めることなく、被害者を姦淫した。裁判所は、被害者が性交に同意していなかったことを認定したが、被告人が被害者に対して、反抗を著しく困難にする程度の暴行を加えたと認めず、また、被害者が性交を受け入れたと誤信した疑いは払拭できないとして、無罪と言い渡した<sup>29)</sup>。本事例のような、裁判所が、「反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」の有無の判断にあたって、被害者から示した抗拒の程度を重視して、判断している事例が多く存在している。

なお、名古屋地裁岡崎支部が平成31年3月26日30に下した準強制性交事件に対する無罪判決をみると、被告人は、実娘である被害者が中学2年生の頃から被害者に対して性交等を行うようになり、それは被害者が高校を卒業するまでの間、週に1~2回の頻度で行われていた。被害者は抵抗していたが、被告人を制止するには至らず、むしろ専門学校入学前からは性交の回数が週に3~4回程度になっていた。そのような中で、被告人がAに対して行った、平成28年8月と同年9月の2回のそれぞれ別の場所で行った性交が準強制性交等罪に該当するとして起訴された。名古屋地裁岡崎支部は、父親が19歳の実の娘に対して行った準強制性交行為について、「娘の同意は存在せず、極めて受け入れがたい性的虐待に当たるが、抗拒不能だったとはいえない」として、無罪とした。しかし、検察官控訴に対して令和2年3月12日に下された名古屋高裁の判決310は、被害者当時が「著しく抵抗困難な状態」であったことを認め、原審無罪判決を破棄し、懲役10年を言い渡した320。

<sup>29)</sup> 大阪地裁平成 20 年 6 月 27 日 (LLI / DB = L φ 635 φ 215)。

<sup>30)</sup> 名古屋地岡崎支判平成 31 年 3 月 26 日 (判時 2437 号 100 頁)。

<sup>31)</sup> 名古屋高判令和 2 年 3 月 12 日 (判時 2467 号 137 頁)。

<sup>32)</sup> 最決令和 2 年 11 月 4 日 (LLI/DB: L07510146) で上告棄却により確定した。

この裁判例について、最も注目されるのは、準強制性交等の「抵抗不能」という構成要件要素である。現在の日本の刑法では、未成年者に対する性行為は暴行・脅迫要件を不要としている監護者わいせつ及び監護者性交等によれば、本件は争いなく処断されうるが、本件事件当時には法改正はなされておらず、児童以外の者に対する性犯罪の裁判基準は、暴行脅迫要件を要求していた。さらに、本件に関しては、起訴されたのは、本件被害者が19歳の時の行為でもあった。そのため、条文上の文言である「抵抗不能」について、裁判所の判断が異なることとなった。本件第1審の名古屋地裁岡崎支部は、「抵抗が困難な心理状態」を「人格を完全に支配され、服従・盲従せざるを得ないような強い支配従属関係」と定義し、被害者が「全く抵抗できないと言えない。実際に抵抗して拒めたこともある」と判断した。しかし一方、控訴審の名古屋高裁は、「抵抗が困難な心理状態とは心理的反抗が著しく困難な状態。一審は厳しい要件を求めており不合理だ」として、「抵抗後も殴られ、性的虐待を受けたので抵抗の意思が弱まった」と判断したのである。

このような事例 <sup>33)</sup> の存在に対して、性犯罪に直面した被害者は恐怖や驚愕などが生じ、情感的な障害に陥りやすいため、適当な抵抗を取れずに被害に遭ってしまうことが多い。ところが、前述した判例のような考えに従えば、裁判所では暴行・脅迫の行為が重視されているため、たとい被害者が拒絶を相手に示したとして、裁判所も行為者に無罪を言い渡した恐れがある。そのため、学説では、暴行・脅迫要件の判断基準を緩和し、もしくは、要件を撤廃すべきだとする主張も有力となり <sup>34)</sup>、不同意性交を性犯罪とする望む声 <sup>35)</sup>が高まっていく。一方、暴行・脅迫要件を不要とすれば、他の問題が生じる恐れがあると主張

<sup>33)</sup> 類似の事案として、福岡地久留米支判平成31年3月12日(刑集75巻6号620頁)(もっとも、控訴審の福岡高判令和2年2月5日[刑集75巻6号630頁]は、被告人の有罪を認め懲役4年の実刑判決を下し、その判断は、最決令和3年5月12日[刑集75巻6号583頁]でも覆されていない)、静岡地浜松支判平成31年3月19日(判時2437号107頁・無罪確定)。

<sup>34)</sup> 藤井恭子「刑法の性犯罪規定」性暴力救援センター・大阪 SACHICO『性暴力被害者の法的支援』(2017年)128頁 -130頁。

<sup>35)</sup> 刑法改正市民プロジェクト「性犯罪に関する刑法の改正を求める要望書」。

している学者もいる。川出敏裕氏は、令和2年の性犯罪に関する刑事法検討会において、「仮に撤廃するとした場合に、そのうえでどの範囲までを不同意性交として処罰するのかという点とともに、それを撤廃した場合に、訴訟法上どのような問題が生じ、それをどのように解決することができるのかを慎重に検討する必要がある」という見解を示したことにも留意を要する。

このように、日本と中国の学者は、近年来、西欧諸国の性犯罪法改正を模範とし、各自国の性犯罪法のさらなる改正の求めに対して、暴行・脅迫要件の是非を検討している。ドイツなど西欧諸国では、「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約(イスタンブール条約)」を締結しており、同条約36条において、暴行・脅迫等の有無にかかわらず同意のない性行為を処罰することが求められるために、法改正が義務づけられている。一方、イスタンブール条約で注目されているのは女性であり、「性的な侵害は被害者にとって大きな心理的衝撃となるため、擬死反応や周トラウマ期の解離反応が多く、このため、抵抗や逃避行動が全く取れられない被害者も一定程度いる」36)ということを原因として、男性被害者が女性被害者のような抵抗行動をとられない状態に陥る恐れもある。

そのような理由から、男女ともに対して、性犯罪の構成要件を再考すべきで あると考える。

# (3) 性交同意年齢の引き上げの検討

児童、女性、老人を社会的弱者と認める見解は、いまでもなお普遍的である。現代では、生活水準が高まり、飲食の場面において栄養成分に注目されてきたため、現在の人の身体能力はかつての人より優れたものとなり、男性のみならず、女性の身体能力もよくなっている。しかし、男性は、同様の年齢層の女性と比べると、身体能力が優れているのは確実である。その一方、いくら児童の身体機能がかつての児童より優れたものとなっているといっても、年上の

<sup>36)</sup> 性犯罪に関する刑事法検討会「開催に当たって各委員から提出された自己紹介 及び意見」(法務省、2020年) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00024.html, (参 照 2022-08-01).

者と比べると、身体能力は低く、この結論は男児にも妥当しうる。例えば、男児か老人に対しては、成年男性もさることながら、たとい同じ弱者の地位にあるとされる女性であっても、身体能力がより上位であるとするのは、普遍的な認識であると言える。日本のスポーツ庁が令和2年に公表した報告書によれば、「女子が中学生年代でピークレベルに達するのに対して男子ではそれ以後も向上を続けて高校生年代から成人にかけてピークレベルに達する」。あえていえば、成年者に対する性的な侵害と異なり、児童は、年上の者からの侵害に対する抵抗能力が低く、未熟な身体や若い顔が一部の者にとって魅力的なものとされ、最も侵害されやすい対象であると考えられる。

この主張は、日本と中国の裁判例からも根拠づけられる。前述したように、日本では、平成19年6月、当時24歳の男性が当時14歳の女子中学生に対し、知り合って2日目(付き合った当日)に性交した行為が強姦罪(現強制性交等罪)として起訴された。少女は「今日は性交をやめておこう」と発言し、拒絶する態度を示したことから、性交に同意していなかったことは認められた。しかし、加害者が「反抗を著しく困難にする暴行」を加えたことは認められず、少女が強い抵抗を示されなかったことで、加害者は少女が性交を受け入れたと誤信した疑いは払拭できないとして、加害者に無罪を言い渡した³57。名古屋地裁岡崎支部による平成31年3月26日の裁判例と同じく、13歳以上の者が、暴行脅迫があったと認められないと有罪にならない問題が共通であるが、本件の争点は、未成年者に対してさらに厳格な法的な保護を求めるものである。

思春期における青少年らが受ける被害は、徐々に親密な関係を築いていって子どもらを騙したり追い込んだりして性行為を強要する被害であったり、経験や理解力、または力関係の格差を利用して騙しや言語的な強制を使用した被害であったりもする。被害にあった青少年らは、「自分が同意した」と思い込まされている場合も存在する。しかし、青少年被害者には、自責感や自尊心の低下が生じ、自己に対する傷害行為や自殺行為、物質依存、性問題行動など問題

<sup>37)</sup> 大阪地判平成20年6月27日 (裁判所ウェブサイト)。

行動の発生へとつながる。さらに、被害者が大人になり、自分が性被害にあったことに気づいた時には、すでに公訴時効が迫っていたり、終了したりしているような事態も存在するであろう<sup>38)</sup>。繰り返しになるが、現在、日本と中国の刑法では、監護者等特別な責任を負う者からの性的な侵害については暴行・脅迫を要しないものの、その以外の者からのあらゆる非暴力・非脅迫など抵抗困難が認められない行動に基づく性的な侵害には、強制わいせつ罪または強姦罪(強制性交等罪)により処断することができない。したがって、性交同意年齢の引き上げと監護者性交等罪・監護者わいせつ罪の範囲の拡大により、未成年者に対する性的な侵害の認定において、暴行・脅迫を不要とすべきか否かは、各国で検討すべき課題であると考える。

さらに、性交同意能力について、あらゆる子どもに対してその性別に関わらず同様に対応すべきであると考える。日本の警察庁が公表した平成27年~令和2年の犯罪統計情報を見ると、平成29年性犯罪法改正以来、強制性交等罪の男性被害者は、半数以上は男児と青少年であった。女性被害者の人数が多いが、女児が被害女性の総数の割合が1割ほど、男児が被害男性の総数の割合が5割ほどを占めた。

一方、強制わいせつ罪の被害者数は、性犯罪法改正以降減ってきたが、それは法改正以前、男性に対して無理矢理に「性交」を行った者は、強姦罪とはされず、強制わいせつ罪で処断されていたと考えられる。これに対して、平成29年に強姦罪が強制性交等罪に改正されたことに伴い、その部分を強制性交等罪で処断することになる。強制わいせつ罪の被害者の年齢別からみると、0~12歳の被害者の割合は約15%を占め、20歳未満の被害者は、総数の約45%を占めた。検挙人員の状況からみると、強制性交等罪の検挙人員の数は、平成29年以降、増加しているのである。それに対して、20代から40代までの男性、いわば男性の青壮年時期にあたる者が、検挙人員の総数の半数以上であった。その年齢層の男性は、身体能力のピークレベルに至っており、その身

<sup>38)</sup> 前掲注(36)。

		強制性交等				強姦		強制わいせつ					
性別	年齡別	2020 年	2019 年	2018 年	2017 年	2016 年	2015 年	2020 年	2019 年	2018 年	2017 年	2016 年	2015 年
総数	<del>} </del>	1332	1405	1307	1109	989	1,167	4154	4900	5340	5809	6,188	6,755
総数	0~12歳	176	173	151	91	69	64	708	731	773	953	893	881
総数	13~19歳	402	443	388	351	288	368	1151	1448	1575	1838	1,995	2,315
うち)男	<del>} </del>	72	50	56	15	-	-	159	139	188	199	247	159
うち)男	0~12歳	36	23	28	7	-	-	94	69	92	120	141	73
うち)男	13~19歳	14	19	16	5	-	-	39	42	54	49	67	50
うち)女	<del>} </del>	1260	1355	1251	1094	989	1,167	3995	4761	5152	5610	5,941	6,596
うち)女	0~12歳	140	150	123	84	69	64	614	662	681	833	752	808
うち)女	13~19歳	388	424	372	346	288	368	1112	1406	1521	1789	1,928	2,265

表 3-1 強姦(強制性交等)・強制わいせつ被害者の年齢・性別 認知件数

体能力が優れていることに乗じて他の人を犯しやすくなるといえる。もちろん、この「他の人」には、男児・成年男性を含むものと考えるべきであろう。

したがって、児童の人格を尊重し、児童に対する法律の保護が必要となるというのも、普遍的な認識になってきた。日本では、第 176 条の強制わいせつ罪、第 177 条の強制性交等罪によって、13 歳以下の児童は性行為の同意能力を有しないが、第 179 条の監護者性交等罪及び監護者わいせつ罪によって 18 歳未満の者は制限された性行為の同意能力を有することを明らかにしている。一方、中国の現行刑法第 236 条の強姦罪、第 237 条の強制わいせつ・侮辱罪によって、性行為の同意年齢を有しない者は、14 歳以下の児童であり、14 歳以上 16 歳未満の青少年女性には制限された性行為の同意能力があると認められている。そのうち、14 歳以下の女児が強姦罪の被害者の地位と認められ、14 歳以下の男児(男子)が、強制わいせつ罪までの被害者の地位を認められている。それは、14 歳以上の男子にも同じく、強姦罪の被害者の地位を認められている。それは、14 歳以上の男子にも同じく、強姦罪の被害者の地位を認められている。それは、14 歳以上の男子にも同じく、強姦罪の被害者の地位を認められていないことを意味する。あえていえば、現在の中国の法的環境は、平成29 年法改正以前の日本と類似した状況にあると言えるのである。

現在、中国の児童に対する性的な侵害の問題は、性行為の同意年齢及び男

		強制性	交等	強姦			
性別	年齡別	<b>2020</b> 年	2019 年	2018 年	2017 年	2016 年	2015 年
総数	#	1177	1178	1088	910	875	933
うち)男	#	1173	1172	1084	906	871	929
うち)男	14~19歳	133	143	148	108	115	93
うち)男	20~29歳	352	384	332	314	286	330
うち)男	30~39歳	305	280	265	237	231	243
うち)男	40~49歳	222	220	202	148	146	143
うち)男	50~59歳	101	89	85	48	50	71
うち)男	60~64歳	19	19	15	17	17	17
うち)男	65~69歳	14	16	24	20	16	15
うち)男	70~79歳	23	16	12	11	7	16
うち)男	80歳以上	4	5	1	3	3	1
うち)女	#	4	6	4	4	4	4
うち)女	1 4~1 9歳	1	1	0	1	-	1
うち)女	20~29歳	0	2	1	1	2	3
うち)女	30~39歳	0	1	1	2	2	-
うち)女	40~49歳	3	2	1	0	-	-
うち)女	50~59歳	0	0	0	0	-	-
うち)女	60~64歳	0	0	0	0	-	-

表 3-2 強制性交等罪(強姦罪) 犯行時年齢・性別 検挙人員

児、女児に対する性的な侵害の処断刑の差異の問題であると考える。同様の年齢の児童に対する肛門性交を行った場合、その結果として、被害児童の性別に基づいて加害者が受ける刑罰が異なる。男児に対する肛門性交には、わいせつ児童罪が適用され、最高の法定刑は5年以上15年以下の有期懲役であり、その一方、女児に対する性的な侵害は、接触説が採用されるため、最高の法定刑は10年以上の有期懲役あるいは無期懲役、または死刑にまで至る。加害者が、社会的弱者たる児童を性的な侵害の対象とするのは、やはり性欲(特別な性癖)を満足させるもののみならず、加えて児童に対して犯されやすいと考える。しかし、女児に対する性的な侵害の法定刑は男児に対するものより高くなり、同じ性的な侵害を受けやすい対象なのに、男児に対して犯せば、その犯行の法定刑が低い、すなわち、行為者の「犯罪のコスト」がより低いと評価せざ

るを得ない。したがって、性的な侵害を犯そうとする者が、犯しやすく、性癖 を満足させできる同時に「コスト」が低い男児を狙っていき、男児が性的な侵 害に遭う可能性が高まるであろう。

#### (4) 合憲性の問題

## (i) 日本における平等原則論と性犯罪規定の合憲性

性犯罪は、被害者の心身に多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質な重大犯罪である。性犯罪は、制定当時には家父長制度を前提とし、夫に従属する妻の保護を目的と考えられていたが、現在、その価値観が否定され、各国の判例や通説では、性犯罪の保護法益は性的自由の侵害とされている。前述したように、各国の憲法においては、男女平等が記されており、男女差別も明確に禁じられている一方、平成29年法改正前の日本は、刑法上には、男性が女性に対する姦淫行為、すなわち性交を強姦罪の前提とし、男性に対する性的な侵害は、最も重い処罰は強制わいせつ罪にて規定されていたのである。現在の中国は、依然としてそのような規定となっている。

しかし、強姦罪の保護法益は性的自由や性的自己決定権ではあるが、それは、あらゆる人の人格や尊厳に根差す重要な権利であると考えられている。人の意思に反して行った性行為によって人格や尊厳が踏みにじられるのは、女性のみならず、男性や性的マイノリティーであっても同じであると考えられる。

前述したように、日本では、最高裁昭和28年6月24日の判決によって、強 姦罪の客体が女性に限定され、すなわち男性が強姦罪の被害者地位たらないと いう規定は憲法第14条の平等原則に反するものではないとされていた。

その判旨は、憲法第14条1項の規定が、国民を政治的、経済的または社会的関係において原則として平等に取り扱うべきことを規定したのは、基本的権利義務に関し国民の地位を主体の立場から観念したもので、国民がその関係する各個の法律関係においてそれぞれの対象の差に従い異る取扱を受けることまで禁ずる趣旨を包含するものではないこと、並びに、国民の各人には経済的、社会的その他種々な事実的差異が現存するのであるから、一般法規の制定またはその適用においてその事実的差異から生ずる不均等があることは免れがたい

ところであり、したがって、その不均等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものと言えないことは、つとに当法廷の判例 390 とするところである、というものである。

そもそも、判例によって、人々を相互に特別扱いすることを定めた法律は、それが合理的区別であるかぎり、憲法第 14 条に反しないを趣旨とする相対的な平等説が採用されていた。そのため、あくまで強姦罪の範囲内においてであるが、男性が加害者のみ(女性は直接正犯とならない)、女性は被害者のみ地位たる規定は、「合理的な」差異によるものと考えられていたのである。

しかし、日本は、国際連合自由権規約委員会の2008(平和20)年11月の総括所見で、刑法第177条の強姦罪の定義に、男性に対する強姦も含めることを求められた。すでに何度も述べているように、平成29年、第193回国会法務委員会第21号に提出された「刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)」において、価値観の転変とともに、強姦罪の保護法益は人の性的自由であることを認識してきたのであり、現実状況に基づいて男女ともに強姦罪の保護対象となることを明らかにした。もっとも、性犯罪の領域内において、男性に対して差別するのは、憲法に違反するとの論争が存在した。すなわち、たとえ昭和28年の最高裁判例があるとしても、人権に対する差別は合理的なものを納得できないと考える論者が、本当の意味での男女平等に努めてきた。そして、日本の強姦罪さえも、男女平等が実現され、平成29年の法改正によって、男性の性的自尊を踏みにじる強姦の行為者にも処断し得ることになった。

その具体例として、以下のようなものがある。令和元年、中学校教師である 行為者が、SNSを通じて『学校の授業で使用する、スーツ姿の写真撮影に協力 してくれる人』という名目で男性の募集をかけた。そして、応募してきた男性 を大阪市内の自宅に呼びよせ、ドアをあけたり、おじぎをしたり、歩いている ところなどの写真を撮影して相手を信用させた。食事の風景も必要を理由とし て、写真をとり、酒を飲ませた隙に、睡眠薬を混ぜた酒にすり替えて飲ませ、

<sup>39)</sup> 最大判昭和 25 年 6 月 7 日 (刑集 4 巻 6 号 961 頁)。

意識を失ったところでわいせつ行為に及んでいた。準強制性交等と準強制わいせつの罪に問われた行為者に、大阪地裁は「被害者の人格と尊厳を踏みにじる犯行」として懲役 20 年(求刑懲役 24 年)を言い渡した 400。判決は、常習性が顕著だと指摘、被害者の被った嫌悪感や屈辱感は極めて大きく刑事責任は重いとしたのである。男性性犯罪被害者の被害状況の深刻さを正当に評価し、性犯罪領域における「男女平等」を実現するものとして適正な判断であると考える。

## (ii) 憲法的観点からみた中国における性犯罪規定の問題点

現行中国の性犯罪法は、法改正前の日本の法律を参考にしている。それゆえ、男性が強姦罪の保護対象ではないという問題も残している。

中国刑法修正案(九)以前、強制わいせつ・侮辱婦女罪が男性被害者を対象としていなかったため、中国の男性が性的な侵害にあった時に、男性に傷害を負わせない限り、性犯罪の責任を問われないことになっていた。中国では、個人のプライバシーに関する事例は非公開審判とするという原則があり、詳細を知ることは困難である。しかし、公的媒体で公開されている情報からみる限り、このような事案は、圧倒的に女性に対する性的な侵害の事案より少ないのが現実ではあるものの、社会の注目度も高まってきた。

中国において、男性に対する性的な侵害を行った者に、刑事責任を問うた初めての裁判例では、被害者男性が傷害を負わされたという事実があったため、傷害罪での処断がなされた。2010年に、42歳の男性 X が北京のあるシークレットサービス会社に就職し、あるスポーツセンターに派遣警備員として派遣された。同年5月9日深夜11時、X は、社員寮で18歳の男性同僚 A に「強姦」をし、その「強姦」行為に伴い、X は A に軽傷を負わせた。翌日に、被害者 A は警察に通報し、X が逮捕された。同年8月、検察官は、X が中国刑法234条の傷害罪の規定に違反したものとして起訴し、北京市朝陽区人民法院は、X に傷害罪の成立を認めて1年の有期懲役を言い渡した410。

<sup>40)</sup> 大阪地判令和 3 年 2 月 18 日 (D1-Law.com 判例体系: 28291449)。

<sup>41) 《</sup>法制晚报》2011年1月4日报道。

このような事案は、刑法修正案(九)が施行された以後にも存在している。 その一例をみることにする。Xと被害者Aは、当時、西安市の現役大学生で あった。2015 年 12 月 7 日、放課後に X は、A と帰り道で会い、A が同性愛者 の交友ウェブにおいてとある人と似ていると感じ、Aに「ある女性があなたと 繋がりたいと話している」という嘘の話を捏造してAの連絡先を獲得した。 その後、Xは、アリババで洋服を売る商売をしていると偽り、Aに「私の部屋 に来て、洋服を試着してくれないか? という連絡を入れた。A は、X が「女 性の知り合いを紹介してくれるから」と考え、X の部屋に行った。X は、A に サブリナパンツを着替えさせて写真を撮った。その後、XはAの写真を同性愛 者の交友関係ウェブで見たと伝え、Aとセックスをしたいとの意思を示した。 A は、自分はゲイであることを否認し、そのウェブに登録したこともなく、友 達からのいたずらであるとして X を拒絶した。しかし、X は、先ほど撮った写 真をインターネットにアップロードしたり、自分は筋トレをやっているので 「怒らせない方がいい」と威嚇したりすることで、強制的に A と肛門性交をし た。Xは、被害者Aにこの性交と伴う軽傷を負わせた。西安市閻良区人民法院 は、Xに強制わいせつ罪の成立を認め、2年の有期懲役を言い渡した。

いわゆる、男性中心主義が定着している中国社会の価値観は、男性が強いもの、女性が弱いものと認めているために、前述した北京市広播電視局の文書のような、社会から「女々しい」ものに対する悪意も常にみられる。その価値観に影響されている伝統的な観念を持つ女性は、自己嫌悪による雄々しさが上位の存在と認めつつ、他の女性や女々しさを劣等としているため、本論文の論述対象たる女々しい男性に対しても悪意があると考えられる。

その他にも、女性に対する男性より厳格な法的救済は言うまでもないことであるが、長年をわたりせっかく向上してきた女性の地位が、性犯罪法において、男性を女性と同様の法定刑に処することになったら、仮に性犯罪を行おうとする者の総数が変わらないとすれば、男女に対する性犯罪の「コスト」が同様になるため、いわば犯罪者が侵害しやすい者である女性を対象とする可能性が高くなり、再び女性の地位を下げてしまうという主張も存在している。

確かに、上述のような懸念は、根拠のないものではない。長期にわたり、フェミニストらが多大な苦労をかけてきたため、日本と中国の女性は、無能力者・無権利者という地位から、相対的に平等な程度の政治権力や民事権利を有するに至ってきたといえる。性犯罪法の領域において、フェミニズム運動の成果が台無しになるおそれは抑えなければならない。そのため、男性を女性と同様の法的救済対象とされないのは、合理的な差異・区別であり、相対的な平等の原則に違反するものにまでは至らないと考えられていた。これを根拠として、従来の強姦罪規定は、憲法違反とされてこなかったのである。

しかし、合憲性の問題の審査がなされてないとしても、そのことに関する議論は存在している。裁判例はないものの、事実上日本では、いわゆる合理的な差異の根拠がなくなったため、性別差別の強姦罪が改正されたといえる。その改正をもって、男性を平等的に扱うことができるようになった。そのため、改正前の強姦罪は、たとい憲法違反とまでは言えないものであるとしても、男女平等の原則に合致していない状態であると解することは十分に可能であろう。

このような問題には、中国でも同様に臨んでいる。まして、官製メディアや官報が公布した強姦罪の案件についてのコメントや文章は、「大男子主義」の視点から考えられたものと言わざるを得ない。さらに、そこには、被害者が「完璧な被害者」ではないという強姦神話もみられる 420 という状態は、はたして中国憲法に合致するものと言えるのであろうか。要するに、中国が直面している問題は、本論文での論述対象たる男性や女性全体に対する差別問題なのである。中国の強姦罪を、日本の刑法と同じように改正すること、いわば加害者・被害者の性差を解消することは、男女平等に向かって必要とされる一歩であると考える。

<sup>42)</sup> 范红霞、孙金波、马妍妍「中国媒介报道中的性别政治与男性霸权——以宋山木 强奸案报道为例」『现代传播(中国传媒大学学报)』(2015 年第 3 期)52 頁 -57 頁。

# 4. 考察――以上の検討を踏まえた私見の展開

#### (ア) 基本的視点

まず結論から述べれば、性的な侵害に遭った被害者に対する刑法上の救済は、 性別を問わず平等に対処すべきことを基本としつつ、男女の生物学的差異を認 め、具体的には特別法において、必要な規定を設けるべきであると考える。

男女に対する共通の構成要件要素である暴行・脅迫要件は、女性のみならず、男性も抵抗不能な状態に陥る可能性があるので、いずれの被害者においても総合的に検討しなければならないと考える。その他に、男性が性交されるのは不可能なことと認めてしまうと、成年男性のみならず、男児に対する性的な侵害も十分に保護されないであろう。すなわち、レイプという定義は性別にかからないものである。

以下では、日本と中国の男性の性的な侵害の実態及びそれに対する救済の現状に鑑み、3つの論点を挙げ、それぞれに対して私論を展開したいと考える。

#### (イ)暴行・脅迫要件(抵抗不能要件)の不合理性

まず、暴行・脅迫要件(抵抗不能要件)について、現行の条文上規定の解釈として導かれる「反抗を著しく困難な状態」という判断要素は、被害者にとって合理性があるものとは言えないと考える。一方、性的な侵害はかなり主観的なものであり、暴行・脅迫の行為にかかわらず、片側の当事者のみに性的な嫌がらせが起きても、性的な侵害を受けたと主張できるというのが、普遍的な認識となってきた。

しかし、法は、客観的な、個人のみならず、社会秩序全体をコントロールするものでもある。一方当事者の供述のみに基づいて裁判をすることは、証拠裁判主義に反するものであり、事実の認定ができないという問題を考える必要もある。日本の刑事訴訟法第317条<sup>43)</sup>及び中国の刑事訴訟法第53条では、あらゆる刑事裁判において、事実の認定は客観的な証明能力を有する証拠に基づいて裁判しなければならないと規定しているのである。

<sup>43)</sup> 日本刑事訴訟法第317条 事実の認定は、証拠による。

人々の道徳観にある程度の差があり、いわゆる善良な道徳観を有する人と、必ずしもそうとはいえない人が存在していることも事実であり、価値観にもかなりの差異が存在している。仮に、あらゆる国民の価値観が低いレベルのままで、暴行・脅迫要件を撤廃すれば、誣告・誤解が生じるおそれも高くなると考える。たとえば、合意のある性行為を行った以後、当事者同士が不和になったため、相手方が従前の性行為の合意を撤回し、性的な侵害を受けたとして通報する事例も存在している。誣告を減らし、誣告対象者の法益保護と、司法資源の適正な運用のために、より厳格な証拠原則を適用するのは普遍的な理解であると考える。日本も中国も、そういった理解に基づく必要があるため、暴行・脅迫要件を唐突に撤廃してしまうと、逆に他の問題が生じる恐れがあると考える。その意味で、撤廃論に対する慎重論があることは、十分に理解できる。もちろん他方で、「反抗を著しく困難な状態」という解釈が厳格にすぎるため、暴行・脅迫要件を緩和することも、やはり慎重に検討する必要があることも認めるべきであると考える。

# (ウ) 性交同意年齢をめぐる問題

前述したように、男性が強姦される事態が十分にありうることも認めない限 り、男児に対する性的な侵害が増加する可能性があると考える。そして、この 問題を解決するため、中国の性犯罪法において、男性を性犯罪客体と扱うこと を前提とすべきである。

性交同意年齢設定の目的は、その年齢に満たない者の性交の権利を制限することであり、いわゆる絶対保護年齢を意味する。年齢に満たない者は、性交ができないと考えられているため、誰に対しても、誰にされるものであれ、すべて禁止されている。世論において、性交同意年齢の引き上げに反対論もあるが、それは「真撃な恋愛も制限されてしまう」と考えているからである。しかし、日本の性交同意年齢は13歳であるが、一方で、刑事責任年齢は14歳である。13歳以上14歳未満の児童は、日本の刑法440では無責任能力者と扱われて

<sup>44)</sup> 日本刑法第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。

おり、社会の秩序さえ正確に認識できず、その刑事責任を負わないとされている年齢であるのに、性行為を正確に認識して判断する能力を有すると認められていることに、合理的根拠は存するのであろうか。この問題に関する先進国とでもいうべきアメリカでは、各州の法律によって年齢が異なるが、ニューヨーク州刑法では17歳、カルフォルニア州刑法では18歳となり、その他にも、韓国、イギリスの性交同意年齢は16歳、フランスは15歳、ドイツ、中国、中国台湾地域は14歳である。各国の実情によるならば、14歳が合理的な性交同意年齢であるとも言えないように思われるが、それ以上に、少なくとも13歳の児童は社会経験がないため、性交同意年齢としては、さらに適切ではないように思われる。中国刑法でも、性交同意年齢の妥当性は検討課題にすべきであると考える。

#### (エ) 性犯罪規定の合憲性―平等原則論と関係

最後に、合憲性の問題について私見を述べたいと考える。前提として、日本や中国の憲法では、法の下の平等を規定しており、男女平等の原則が憲法の原則とされ、男女差別も禁止事項とされているが、バイアスの存在も否定しづらく、それを是正するために、各国が実際の状況に基づいて弱者優遇措置を設けていることを確認しておきたい。社会的弱者への優遇措置は、資源の再分配によって実現でき、それにより社会秩序を保つことができる。日本では、男女共同参加社会法によって、「社会のあらゆる分野において、令和2年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が定められており、それに対して、各分野において積極的な取り組みがなされている。たとえば、大学入試において女性優遇入試や雇用において女性優遇採用がなされている。しかし、このような優遇措置に対しては、日本のみならず、世界的にも反対論が存在しているという状況もある。日本では、「男女の平等は、社会の意識や慣習が変化し、女性が能力を十分に発揮できるようになれば自然に達成されるから」(51.7%)を挙げた者の割合が最も高

(1 45)

それゆえに、男女の平等の実現は女性への優遇措置だけで成立するものではなく、もっとも重要なのは、社会の意識、習慣及び価値観の変革であると考える。前述に挙げた上野千鶴子氏の祝辞における、その「弱者」は、実は女性のみならず、国民全体にも妥当しうるものであろう。誰もが、人生のある時期には、「弱者」の身分に該当するであろう。そのため、立法者は、道徳だけでコントロールできない行為、特に人権に対する侵害を、社会意識等を補充するものとして法に規定し、国民全体に適用するのであると考える。

日本の現行刑法は、以前の性犯罪法に存在していた男女差別規定を解消し、益々男女平等の社会に進んだものと評価できる。一方、中国では、刑法修正案(九)によって男女平等も徐々に進んでいるが、しかし、強姦罪において男性への差別や男児への救済が不十分であるなどの本質的問題はまだ残存しており、それは、逆に女性への偏見が存在していることの証左とも言える。男女性差を解消するためには、社会意識を変革すべきである、刑法において、男性の性的権利への保護を、女性のそれと同様の基準にする必要があると考える。

法律は、国民の行動をコントロールし、国民の価値観を導くものである。人権・社会秩序への侵害にかかわる法律は、国民に対して、政府の態度を示すことができる。人権への侵害に対して、法律面で差別があると、国民が、当該国家の男性は保護する必要はなく、地位が低いなどとイメージすることによって、逆にその犯罪の増加にすらつながるおそれが存在するようにも思われる。

以上を要するに、中国の刑法において、日本の刑法や、その他の国の刑法も 参考にしながら、男性を強姦罪の保護対象とすることが望まれると考える。

# おわりに

<sup>45)</sup> 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する4か国意識調査」(内閣府男女共同参画局、1995年) https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ishiki/index.html, (参照 2022-08-01).

本論文では、性犯罪のうち、近年、もっとも注目されている強制性交等行為に関する法律を軸として論じてきた。社会背景に鑑みれば、日本と中国とは、類似している面も存在しるが、社会的意識や価値観などに大きな相違も存在する。しかし、どちらもミソジニーの意識が存在し、それと伴い、さまざまな差別の法律、規定あるいは習慣の傾向がある。中国の性犯罪法で、男性を強姦罪の被害者として扱うように改正することは、ミソジニーの解消のために必要なものと考えられるのであり、また、男性の権利を引き上げることで、それと同等である女性の権利もより保護できると考える。

だが、中国社会を広く見渡せば、農村部と都市部の思想開放の程度に、いまだ大きな格差が存在している。すなわち、農村部においては、まだ男性中心主義が強く定着している一方、都市部では、フェミニズム運動の隆盛がみられる。そのため、ジェンダーキャップのランキングに関して、農村部の影響を受けている中国のランキングは、かなり低いものであると推測されるが、実際にアンケート調査等のデータがないため、詳細のデータを得ることはできていない。

このように、本論文で論じたことに関しては、実証データの面で不十分なところがあるところは否定できない。その補充は今後の課題としたいが、あらゆる国家において、程度、実態の差はあれ、男女の性差に起因する差別が存在すること事態は、やはり認めざるを得ない。そのため、あらゆる面で、男女平等に向けての一歩を、さらに踏む出す必要がある。本論文は、これを性犯罪対策の観点から主張するものである。

もちろん、その場合にも、そのままドイツ刑法や日本刑法のあり方が、中国 に適用するわけではない。いわゆる男女平等の実現は、条文上の文言において のみではなく、社会の意識におけるものであり、政府から、社会の価値観や意 識などを導いていく必要がある。その点において、日本は、大きなステップ アップをしているが、中国では、まだ実情を検討した上で、問題を解消するた めの法律を制定することを考えざるを得ない段階にあるのである。